

学校いじめ防止等のための基本的な方針

諏訪市立城南小学校

学校いじめ防止等のための基本的な方針

諏訪市立城南小学校

一 いじめ防止等の対策ための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、城南小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定したものである。

1 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

(1) いじめの未然防止

児童の集団の中では、トラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないようにすることが重要である。そのために、すべての児童を、心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない集団をつくることを第一と考える。そのためには、未然防止が重要であり、いじめを生まない学校風土を醸成していくことを第一に進めていく。

- ・児童に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促すとともに、児童の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・児童が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・教師の人権感覚を高め、様々な人権問題に対する教職員自身の認識力と自己啓発力、行動力の向上を図る。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、日頃からいじめの兆候にいち早く気づく教職員や大人の意識が重要である。そのために、全ての大人が連携し、児童の変化に目を配ることを進めていく。

その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識するとともに、いじめに進行する可能性のある事象については、早い段階から適切に関わりをもつようにする。また、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

さらに、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、学校が家庭や地域、関係機関と連携して、社会全体で児童を見守ることが必要である。日頃から児童に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で児童と多くの大人が接するような取組を大切にす

る。
いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

2 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法第二条参照）

(2) いじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って特定の教員のみによることなく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた児童の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。その際、以下の点に配慮する。

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った児童に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・いじめられた児童といじめた児童の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考えるように指導していく。

(4) いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

(5) いじめる児童の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

二 いじめの防止等のための取組み

1 学校の「いじめ防止対策委員会」の位置づけ

(1) 構成員

いじめ対策委員会：校長、教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・学年主任、（当該児童在籍の担任）

※内規…状況に応じて、外部関係者（保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、人権擁護委員、医師等）を加えるものとする。

実務部会：校長、教頭、生徒指導主事、当該児童在籍の学年主任、及び担任

※内規…実務部会は、国の基本方針「当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。」に沿って設置したものであり、本校では、必要に応じて他の関係する職員を加えるものとする。また、実務部会の協議のための定足数は構成員の半数以上とする。

(2) 役割

- ・学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・個別相談や相談窓口寄せられた情報、職員の観察からの情報を集約し、必要に応じて実務部会及び、いじめ対策委員会を速やかに招集し、対応を検討する。
- ・情報を集約し、生徒指導主事は記録する。
- ・状況に応じて、外部関係者のいじめ対策委員会に加え、協力を得るとともに対応が困難な場合の体制を整えておく。

2 いじめ防止等の取組

「1 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方」にそって、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、学校と家庭や地域・関係機関の連携を進めるとともに、いじめに関する職員の認識を高めていく。

具体的な取り組み

- ①子どもと接する時間を多くする。
- ②名前に「さん」をつけて呼ぶ。(職員も同様。)
- ③校舎内外の環境を整える。(教室内に花を置いたり、掲示物を工夫したりする)
- ④日記を通して、子どもの考えをキャッチしたり、担任がアドバイスをしたりする。
- ⑤欠席した子どもや保護者との連絡を密にする。
※2日連続の欠席児童には、必ず電話等の連絡を入れる。
- ⑥「いつ、誰が、何をした」の記録を取り、いじめの発見・解消・再発防止に努める。
- ⑦支援サポート体制の確立(子ども・保護者・学校職員)
- ⑧いじめアンケートの実施と「ともそだち週間」の充実
- ⑨一人の教師が悩まず、チームでいじめの解消に努める。
- ⑩いじめに関する職員の認識や理解を深めていく。
- ⑪いじめチェックリスト(別表)を活用したアセスメントを行う。

3 いじめがおきたときの対応

いじめの相談・通報 法23条1項



いじめ防止対策委員会(実務部会)の開催 法22条

- ・児童からの「いじめに係る相談」や保護者からの「通報」があったことの確認をする。
- ・「学校のいじめ防止基本方針」を確認して、役割と機能を確認し、役割分担をする。
- ・いじめの事実を確認するための方法(聴き取り、アンケート等)を検討する。
- ・聴き取りの場合は、誰が、どの順番で、誰に、いつ聴き取りをするのかの決定を行う。
- ・アンケートの場合は、どのような内容で、いつするのかの決定を行う。
※捜査機関の捜査ではなく、あくまで教育目的の調査であることを確認する。
※法23条2項は「速やかに」「いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる」と規定。



①まずは「被害者」からの聴き取り ※「いじめ認定前」なのでカッコ付きにしている。

- ・複数の教職員(話しやすい教師、1人は主に記録係)で、丁寧に聴き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1Hを基本にして聴く。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・「こういうことでまとめていいかな」と確認する。
- ・徹底して「被害者」を守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- ・「周りの子、次に『加害者』の子にも聴いてみる必要があるけど、いい?」と確認する。
- ・「保護者に連絡していい?」と確認する(「誰にも言わないで」と懇願される場合もあるため)。

YESの場合

「被害者」の保護者への連絡

- ※基本方針、別添2の7ページでは「その日のうちに迅速に」となっている。
- ・電話ではなく、家庭訪問の方がよい。
※児童を自宅まで送り届ける等の配慮も検討する。
- ・「被害者」から聴き取った内容を具体的に伝え、児童を守り支援していくことを約束し、今後の方向性の概要を説明する。
- ・事実関係が明らかになるまでは、他の保護者や「加害者」の保護者にも連絡をしないように依頼する。
※必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、情報共有をおこない、方針の変更や再確認を行う。



NOの場合

「とっても大事なことなので、先生はお話しした方がいいと思うの」
「いま決心がつかないのならあしたにしようか」と待つ。



②次は周囲の児童たちからの聴き取り

※ただし、事案によってはこのプロセスの省略もある。

- ・①で「目撃」あるいは「近くにいた児童」などであることを確認する。
- ・複数の教職員(話しやすい教師、1人は主に記録係)で、丁寧に聴き取る。
 ※この場合、①で聴き取りをした教職員と同じであることが望ましい。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1Hを基本にして聴く。
- ・「こういうことでまとめていいかな」と確認する。

※必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、情報共有とともに方針の変更や再確認を行う。



③「加害者」からの聴き取り ※「いじめ認定前」なのでかっこ付きにしている。

- ・複数の教職員(話しやすい教師、1人は主に記録係)で、丁寧に聴き取る。
 ※この場合、①で聴き取りをした教職員と同じであることが望ましい。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・威圧的に聴き取りをしてはいけない。あくまでも「加害者」(かっこ付き)であって、その主張に耳を傾ける(指導や注意は、聴き取りとは関係のないことであり、その場でしてはいけない)。
- ・5W1Hを基本にして聴く。
- ・事実を吐露した場合は「その時の気持ち」そして「今の気持ち」も聴く。
- ・「こういうことでまとめていいかな」と確認する。

※子供が事実関係の調査などを拒否する意思を明確にしたり聴き取りを拒絶したりする場合は、強制はできない。説得を試みることは可能であり必要である。

<参考>内外教育より

上記の「①被害者」「②周囲の児童」「③加害者」への聴き取り姿勢として共通すること。

- (1)「今日は本当のことを話すのが大切です。何があったのか本当のことを話してください」
- (2)「質問の意味が分からなければ『分からない』と言ってください」
- (3)「質問の答えを知らなければ『知らない』と言ってください」
- (4)「私(面接者)が間違ったことを言ったら『間違っているよ』と言ってください」
- (5)「私(面接者)はその場にいなかったもので、何があったか分かりません。どんなことでも〇〇さんの言葉で、全部話してください」

(仲真紀子編著「子どもへの司法面接」有斐閣)。

その上で、リラックスして話ができる関係(ラポール)を築いて、まずは過去の出来事を思い出して話す練習をして本題に入り、時には休憩をとりながら、できるだけ「それで?」「それから?」などのオープン質問を用いて、自由な報告を子供から引き出すことが重要であるとしている。仲さんは「加害児童」への聴き取りは、その児童に寄り添う人(立会人)がいることが大事だという。つまり「心配しなくていいよ」「分からなかったら“分からない”でもいいんだよ」といった形で、子供と面接者とのコミュニケーションを助ける第三者(養護教諭等)がいることが望ましいという。



「加害者」の保護者への連絡

- ・電話ではなく、家庭訪問の方がよい。
- ・「加害者」から聴き取った内容を具体的に伝え、今後の方向性の概要を説明する。
 (「被害者」や「周囲の児童」からの聴き取り内容は伝えたい)。
- ・いじめ防止対策委員会を開催して、その場で事実関係を明らかにし「いじめがあったかどうかの確認作業をする」までは、他の保護者や「被害者」の保護者にも連絡をしないように依頼する。

※学校は捜査機関でもなく、その分野について専門的な知識を有した者がいるわけではないので、事実関係の調査にはおのずと限界があることも説明する。聴き取りに際して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る方法も考慮に入れる。



諏訪市教育委員会への報告

※法23条2項の最後部分には、いじめの事実の確認の措置を取った場合については「その結果を当該学校の設置者に報告するものとする」とある(最終的には「いじめの認定後」になるため、この段階では途中経過報告となる)。

※基本方針、別添2の6には「事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する」とある。また、別添2の7では「いじめた児童への「事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う」とある。



いじめ防止対策委員会の開催 法22条、23条3項

・上記の①②③で聴き取った内容の確認をする。

・重要な食い違いがあるか、軽微な違いかの確認をする。

※重要な違いがあった場合は、再度「①被害者」、必要に応じて「②周囲の児童」、そして「③加害者」に、その部分に限定して聴き取りを行う。

・①②③の聴き取り記録を、「事実」と「委員会としての意見(評価)」を切り分けて記録する。

・「①被害者」が述べたいじめ行為について、それがいじめに当たるかどうかの確認をする。



《いじめがあったと認定した場合》

・いじめと認定した場合は、「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」(法23条3項)の規定にのっとり、措置を開始する。

・被害者(※この時点でかっこ付きが取れる)に対して、どのような支援を、誰が行うかを決定する。

・同じくその結果と内容を被害者の保護者に伝える。

・加害者(※この時点でかっこ付きが取れる)に対して、どのような指導を、誰が行うかを決定する。



《いじめが認定できない場合》

・認定できなかった理由や根拠を「被害者」に丁寧に説明する。また、それについての意見を聴き取る。

・同様に「被害者」の保護者に経緯と理由を丁寧に説明する。また、それについての意見を聴き取る。

・「加害者」の保護者にも丁寧に経過と理由を同じく説明する。



いじめに関わる措置とその継続 法23条3項

【被害者に対して】

・被害者が安心して学校生活を送れるような体制をとる。

・被害者に説明をし、不安や疑問はないかを聞き、対応策を考える。

・被害者の保護者に対して、「認定」した結果を通知して、支援の態勢をとることを伝え、同時に保護者に対しての支援の在り方について意見を聴き取る。

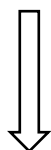
【加害者に対して】

・「いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない」(基本方針5ページ)。

- ・「加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、(加害者)保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む」(基本方針30ページ)。
- ・「複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる」(基本方針、別添2の7ページ)。
- ・「指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる」(同上)
- ・「いじめには様々な要因があることに鑑み……(教職員の)主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う」(基本方針、別添2の8ページ)。
- ・加害者の保護者に対して、「認定」した結果を通知して、「事実に対する保護者の理解や納得を得た上」、加害者への指導の態勢をとることを伝え、同時に保護者に対して協力を求め、継続的な助言を行う。

【いじめが起きた集団への働き掛け】

- ・「いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる」(基本方針、別添2の8ページ)。
- この支援と指導の期間は、いじめの解消について「少なくとも3か月」(基本方針30ページ)となっていることから、3か月間見守りを続ける。



諏訪市教育委員会への報告

※法23条2項の最後部分には、いじめの事実の確認の措置を取った場合については「その結果を当該学校の設置者に報告するものとする」とある。

4 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、上記の児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、「児童が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

《重大事態への対応》

いじめの相談・通報 法23条1項

- ・「いじめ対策委員会」もしくは「実務部会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を諏訪市教育委員会へ報告



重大事態の発生を確認

- ・諏訪市教育委員会に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - ※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
 - ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」



諏訪市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断



学校が調査主体の場合 聞き取り調査の方法等は「3 いじめがおきたときの対応」に準ずる

- ・諏訪市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる
 - ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。
 - ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。
 - ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
 - ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
 - ※アンケート調査を行う場合は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講ずる。
 - ③調査結果を学校の諏訪市教育委員会に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
 - ④調査結果を踏まえた必要な措置

諏訪市教育委員会が調査主体の場合

- 諏訪市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

いじめチェックリスト（別表）

①教師自身が自分の心と向かい合って

【チェック1 教師の言動】 <input type="checkbox"/> 子どもの言い分に耳を傾けているか。 <input type="checkbox"/> 子どものよさを見つけ、ほめようとしているか。 <input type="checkbox"/> えこひいきや差別をせずに子どもに接しているか。 <input type="checkbox"/> 人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応しているか。 <input type="checkbox"/> 個人のプライバシーを守っているか。 <input type="checkbox"/> 一日に一回は、どの子どもとも話をしているか。	【チェック2 授業時間・学級活動】 <input type="checkbox"/> わかりやすい、楽しい授業が行われているか。 <input type="checkbox"/> 子どもの発言に耳を傾けて聞いているか。 <input type="checkbox"/> 本音を出して話し、考え合うことができているか。 <input type="checkbox"/> 朝・帰りの会が、いきいきと運営されているか。 <input type="checkbox"/> 係活動に責任を持って取り組めるようにしているか。 <input type="checkbox"/> 班活動で、協力して取り組めるようにしているか。
【チェック3 日々の生活】 <input type="checkbox"/> 失敗を許し合える雰囲気をつくられているか。 <input type="checkbox"/> 掲示物が汚されたり、破れたりしていないか。 <input type="checkbox"/> 学級の小集団に閉鎖性がなく、互いに交流しているか。	【チェック4 他の教師・保護者との連携】 <input type="checkbox"/> 学年会等で、子どもの様子の情報交換ができているか。 <input type="checkbox"/> 学級の取り組みを保護者に伝え、理解されているか。 <input type="checkbox"/> 子ども様子を保護者と連絡し合う関係ができているか。

②学校内での子どもの様子から

【チェック1 休み時間】 <input type="checkbox"/> 教室や図書館でポツンとしていないか。 <input type="checkbox"/> 一人廊下や職員室のそばをうろうろしていないか。 <input type="checkbox"/> 表情が暗く、おどおどした様子はないか。 <input type="checkbox"/> 今まで一緒だったグループからはずれていないか。 <input type="checkbox"/> 教師にまとわりつく、用がないのに職員室で過ごすことはないか。 <input type="checkbox"/> 周りから悪口を言われても反発しないではないか。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、ボタンが取れていたりしていないか。	【チェック2 放課後及び下校時】 <input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいは、いつまでも学校に残っていないか。 <input type="checkbox"/> 玄関や校門で、不安そうな顔をしておどおどしていないか。 <input type="checkbox"/> 持ち物を一方的に持たされていないか。 <input type="checkbox"/> 通常の通学路を通らずに帰宅することはないか。 <input type="checkbox"/> 靴や持ち物がなくなることはないか。 <input type="checkbox"/> 靴に石や画鋲等が入られることはないか。
【チェック3 教室の様子】 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの作品が傷つけられたり、放り投げられていたりすることはないか。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの机が離されることはないか。 <input type="checkbox"/> ゴミの中に、特定の子どもの持ち物が入られていないか。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの持ち物がなくなったり、落書きされたりしていないか。	【チェック4 クラブ・委員会の時間】 <input type="checkbox"/> 活動の準備や後片付けを押しつけられていないか。 <input type="checkbox"/> 声が小さいとか、足が遅いなどと非難されていないか。 <input type="checkbox"/> 早退や欠席をしたがらないか。 <input type="checkbox"/> グループ分けで、いつもはみ出していないか。 <input type="checkbox"/> 無理に仕事や係を押しつけられていないか。 <input type="checkbox"/> 一人で離れて活動することはないか。
【チェック5 授業時間・学級活動の時間】 <input type="checkbox"/> 遅刻、早退、欠席が多くはないか。 <input type="checkbox"/> 以前に比べて声が小さかったり、ぼんやりしていたりすることが多くないか。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの指名されると、ニヤニヤする子どもがいないか。クラスが落ち着かないことはないか。 <input type="checkbox"/> テストの成績が急に下がり始めた子どもはいないか。 <input type="checkbox"/> グループ活動の時、一人だけ外れていないか。 <input type="checkbox"/> 係や役割分担を決めるとき、特定の子どもの押しつけることはないか。 <input type="checkbox"/> 教師に理由もなく反抗的な態度をとることはないか。 <input type="checkbox"/> 特定の子どものみに、配布物が渡されないことはないか。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの机や持ち物に触れることをいやがる子どもがいないか。	【チェック6 清掃時間】 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、ほうきでたたいたりすることはないか。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの机だけが運ばれずに、放置されていることはないか。 <input type="checkbox"/> 他の子どもと一人離れて清掃をしていないか。 <input type="checkbox"/> 皆のいやがる仕事をさせられていないか。
	【チェック7 給食時間】 <input type="checkbox"/> 特定の子どものみには、盛りつけをしなやか、わざと多く盛りつけることはないか。 <input type="checkbox"/> 特定の子どものみ、盛りつけてもらうことを拒否するようなことはないか。 <input type="checkbox"/> 特定の子どものみ、準備や片付けをさせることはないか。 <input type="checkbox"/> 笑顔がなく、黙って食べている子どもはいないか。 <input type="checkbox"/> 配膳のために並ぶとき、特定の子どもの前後があくことはないか。

③家庭で子どもの様子を見るポイント

【チェック1 登校前】 <input type="checkbox"/> 朝になると、腹痛等を訴え登校を渋ることはないか。 <input type="checkbox"/> 登校時間になるとため息が多くなるか。	【チェック2 帰宅時】 <input type="checkbox"/> 理由もなく服が汚れたり、破れたりしていないか。 <input type="checkbox"/> 表情が暗く、おどおどしていないか。 <input type="checkbox"/> 用もなくまつわりついてこないか。 <input type="checkbox"/> 自分の部屋に引きこもり人と会いたがらないことはないか。 <input type="checkbox"/> 年下の者に暴力的になることはないか。 <input type="checkbox"/> お金が欲しいとせがむことはないか。
【チェック3 休日】 <input type="checkbox"/> 一人でぼーっとすることが多くなったか。 <input type="checkbox"/> 急に泣き出したり、笑ったりすることはないか。 <input type="checkbox"/> 「死にたい」などと口走ることはないか。	